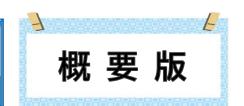
ひたちなか市地方公共団体実行計画 (区域施策編)



市地方公共団体実行計画(区域施策編)改定の目的

国は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、各部門における2013年度比での2030年度の温室効果ガス排出量削減値を大幅に引き上げ、国の温暖化対策の根幹となる計画「地球温暖化対策計画」上に明記しました。今般、国の目標値に併せ、市の目標でもある2050年カーボンニュートラルに向けて、市域の取組をさらに強化していく必要があるため、「ひたちなか市地方公共団体実行計画(区域施策編)」を改定しようとするものです。

計画の基本的事項

○ 計画の位置づけ

「地球温温暖化対策の推進に関する法律第21条」に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」

○ 計画の期間 2025年から2030年までの6年間 ただし、社会状況を鑑みながら必要に応じて 改定を実施

| 2013 | 2024 | 2025年度~ | 2030 | 2035 | 2040 | 2045 | 4度 | 2050 | 年度 | 2029年度 | 2030 | 年度 | 2040 | 2045 | 年度 | 2050 | 年度 | 2

〇 計画の対象範囲

<対象分野>

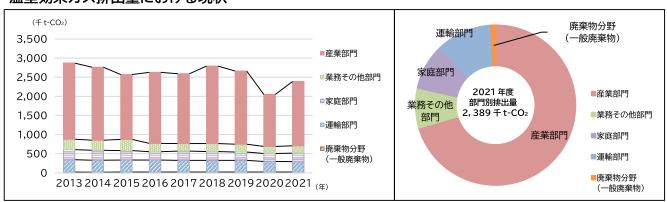
産業部門(工場など),業務その他部門(市役所やビルなど),家庭部門,運輸部門,廃棄物分野

<対象とする温室効果ガス>

日本の温室効果ガス排出量の約91.3%を占める二酸化炭素(エネルギー起源CO2)の削減について重点的に実施

本市の現状

〇 温室効果ガス排出量における現状

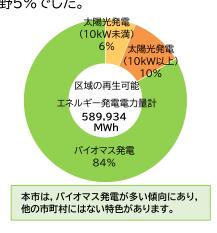


【出典:環境省「自治体排出量カルテ」】

本市の温室効果ガス排出量の内訳は,産業部門が約71%を占めており,2021年度は2013年度比で産業部門 ▲15%,業務その他部門▲29%,家庭部門▲16%,運輸部門▲16%,廃棄物分野5%でした。

○ 本市の電気使用量及び再生可能エネルギーの現状

再生可能 エネルギーの 導入状況	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
太陽光発電 (10kW 未満)	17,080	19,276	21,564	23,644	25,554	27,266	29,455	32,147	35,449
太陽光発電 (10kW 以上)	31,150	43,129	48,878	52,891	55,001	56,399	58,024	61,434	61,805
バイオマス発電	21,276	21,276	189,188	189,188	224,158	493,366	492,681	492,681	492,681
合計	69,506	83,682	259,629	265,723	304,713	577,031	580,159	586,261	589,934
区域の電力使用量	1,809,180	1,690,147	1,718,469	1,815,613	1,929,745	1,844,197	1,632,605	1,686,693	1,686,693
対電力使用量 FIT·FIP導入比	3.8%	5.0%	15.1%	14.6%	15.8%	31.3%	35.5%	34.8%	35.0%



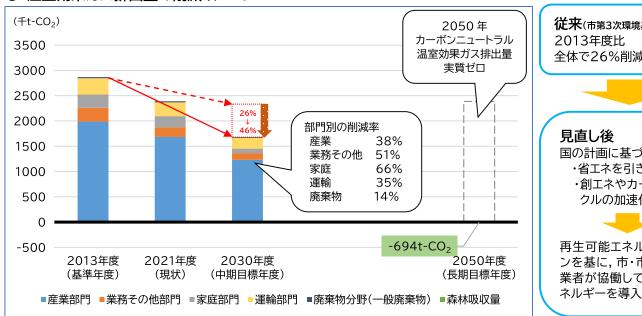
現在,電力使用量の約35%に相当する電気量を発電することが可能な再生可能エネルギー設備が導入されています。

本市の温室効果ガス排出量削減目標値及び方向性

2013年度比で、本市における2030年度までの分野別温室効果ガス排出量の削減目標を国に準じて、産業部門 ▲38%,業務その他部門▲51%,家庭部門▲66%,運輸部門▲35%,廃棄物分野▲14%を掲げます。

この高い温室効果ガス排出量削減目標値を達成するための重要な手法の一つである再生可能エネルギーの利活用を 推進します。その推進のためのツールとして、市域に適した再生可能エネルギーの種類や本市の再生可能エネルギーポ テンシャル量を調査した再生可能エネルギービジョンを策定し、市・市民・市内事業者で協働して市域に再生可能エネル ギーの導入を図っていきます。

○ 温室効果ガス排出量の削減イメージ

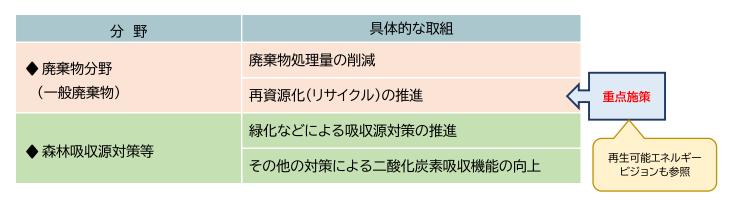


従来(市第3次環境基本計画より) 2013年度比 全体で26%削減を目標 見直し後 国の計画に基づき ・省エネを引き続き推進 ・創工ネやカーボンリサイ クルの加速化を推進 再生可能エネルギービジョ ンを基に,市・市民・市内事 業者が協働して再生可能工

ただし,本市においては温室効果ガス排出量で産業部門が約71%と全国でも特異的な土地柄のため,すべてのエネ ルギーを再生可能エネルギーに転換することは現実的ではありません。経済産業省が示すカーボンニュートラルの方向 性で、非電力部分を産業部門が多く占めるため、本市においては、従来から推進している省エネをさらに推進し、再生可 能エネルギーの最大限導入を目指しつつ,CO₂回収・貯留技術・水素・天然ガスなどの2次エネルギーの今後の技術革新 等を注力していくなど、様々な手段を融合させたエネルギー構造高度化を促進していきます。

○施策の体系

部門	具体的な施策		
◆産業部門	温室効果ガス排出量削減及び省エネルギーの対策		
◆ 業務その他部門◆ 家庭部門	再生可能エネルギーの導入及び利活用	重点施策	
◆運輸部門	自動車等の温室効果ガス排出量削減の推進	再生可能エネルギー ビジョンも参照	
	温室効果ガス排出を抑えた移動及び運搬手段の確保		



○部門別の目標及び取組

①産業部門



- <2030年度に向けた施策>
- ★省エネルギー設備の導入を普及啓発
- ★温暖化対策等の意識の向上
- ★サーキュラーエコノミー(循環経済)の推進
- ★工場・事業所や地域の緑地の保全及び確保
- ★再生可能エネルギー導入・利活用の推進
- ★エネルギーの自家消費型設備の推進
- <市民・事業者等・市が協働で取り組む>
- ●自社の温室効果ガス排出量の算定,削減目標を検討
- ●省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーへの転換促進
- ●サーキュラーエコノミー(循環経済)への取り組みを検討
- ●再生可能エネルギーの導入・利活用の検討
- ●未利用エネルギーや未利用資源の活用を心掛ける
- ●スマート農業の検討

②業務その他部門

- <2030年度に向けた施策>
- ★職場における省エネルギー行動の推進
- ★環境にやさしい機器導入の推進
- ★省エネルギー・省資源意識の啓発
- ★再生可能エネルギーの市域での利用推進
- ★再生可能エネルギーの非常時利用法を検討
- ★環境負荷の少ないエネルギーの導入促進
- <市民・事業者等・市が協働で取り組む>
- ●再生可能エネルギーへの転換及び省エネルギーの推進
- ●環境にやさしいエネルギー技術の導入を検討
- ●省エネルギー情報の提供
- ●再生可能エネルギーの導入・利活用の検討
- ●ZEB・ZEH など省エネ効果のある建築物の検討
- ●再生可能エネルギーの防災レジリエンスを考慮した設置促進





- <2030年度に向けた施策>
- ★住宅の省エネルギー化の推進
- ★家庭における省エネルギー行動の推進
- ★温暖化対策等の意識の向上
- ★再生可能エネルギー導入・利活用の促進
- ★エネルギーの自家消費型設備の推進
- ★自立分散型エネルギー設備の導入促進
- <市民・事業者等・市が協働で取り組む>
- ●「デコ活」など日常生活の温室効果ガス排出量の削減を心掛ける
- ●新築や建替では、ZEH や省エネ効果のあるリフォームを検討
- ●日常生活における節電に努め、資源を有効に利用
- ●再生可能エネルギーの利活用を心掛ける
- ●災害時の非常用電源としても有用な住宅用蓄電池の設置を検討



- <2030年度に向けた施策>
- ★次世代自動車の普及促進
- ★エコドライブの普及啓発
- ★モーダルシフトの推進
- ★公共交通や自転車等の利用促進
- ★コミュニティバス等の利用促進

<市民・事業者等・市が協働で取り組む>

- ●温室効果ガス排出量が少ない. 環境にやさしい自動車を選択
- ●自動車以外に,バスや鉄道,電車などの公共交通の利用を検討
- ●共同配送の実施, 自動車から鉄道へのモーダルシフトを検討
- ●次世代自動車など、環境にやさしい車両の導入を検討
- ●短距離の移動では、徒歩や自転車の利用を検討

⑤廃棄物分野(一般廃棄物)

- <2030年度に向けた施策>
- ★廃棄物処理量の削減に向けた意識啓発
- ★環境に配慮した消費行動の普及啓発
- ★3Rに係る普及啓発の推進
- ★リサイクルの推進
- <市民・事業者等・市が協働で取り組む>
- ●市のごみ出しルールに基づいた、適正なごみの分別を遵守
- ●ごみの出にくい製品等の開発・販売を心掛ける
- ●「リデュース」・「リユース」・「リサイクル」の3Rを実践
- ●物を直し・使う体制の強化



⑥森林吸収源対策等



<2030年度に向けた施策>

- ★緑化による吸収源対策
- ★ブルーカーボン等による吸収源対策
- ★CCUS 等の利活用の検討

<市民・事業者等・市が協働で取り組む>

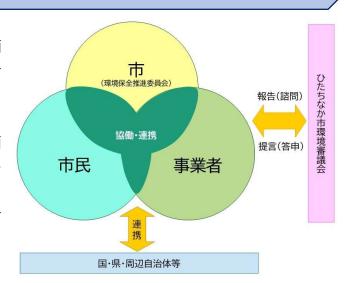
- ●地域に残る良好な緑地の保全を心掛ける
- ●森林以外での二酸化炭素吸収源についての情報収集や学習

計画の推進体制・進行管理

市民,事業者及び市がそれぞれの役割や目標等を認識したうえで,主体的に本計画に取り組むことを目指します。本計画は市,市民及び事業者と協働することにより,より効率的な計画の推進を図っていきます。

2 本計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものとするために、PDCA「計画 (PLAN)、実行(DO)、点検・評価(CHECK)、見直し (ACTION)」を繰り返すことによって進行管理を行い、「ひたちなか市第3次総合計画」、「ひたちなか市第3次環境基本計画」、「ひたちなか市第3次エコオフィス計画」との整合性を図るとともに、計画の見直し、必要な取り組みを実施していきます。





ひとが咲くまち。 ひたちなか 編集・発行:ひたちなか市 経済環境部 環境政策課 〒312-8501

茨城県ひたちなか市東石川2丁目 10番1号

電 話:029-273-0111(代表)

URL:https://www.city.hitachinaka.lg.jp/

発行日:令和7年3月